

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年12月19日（木）14：05～15：45

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室C

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 渡邊課長補佐、伊藤課長補佐、高橋課長補佐

専門検査部門 嶋崎管理官補佐

実用炉審査部門 正岡管理官補佐、照井安全審査官、秋本安全審査官、桐原調整係長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 課長 他3名

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 廃止措置部 廃止措置工事課 副長

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力工事センター 課長 他3名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力設備グループ 担当副長

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 設備保全グループ 副リーダー

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力工事グループ 課長 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 設備管理グループ 課長 他1名

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長

原子力エネルギー協議会 副長 他1名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、面談に先立ち、令和2年4月1日の新検査制度に向けた許認可手続き（設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）、保安規定、廃止措置計画）について、現在の検討状況として、正式には原子力規制委員会に諮った上での決定となるが、保安規定及び廃止措置計画の事前申請は受け付けること、一方、設工認に関する新制度施行前の事前申請は、受け付けないことを説明し、原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）等と意見交換を行った。ATENA等で持ち帰って検討し、問題等がないか確認することとなった。

(2) ATENA等から、配布資料（1）に基づき、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」における添付資料の内容について、記載の合理化に関する基本的な考え方について説明があり、原子力規制庁と意見交換を行った。原子力規制庁から、方向性としては特に違和感はない旨を伝え、詳細は個別の審査で具体的に議論することになった。

- (3) A T E N A等から、配布資料(2)に基づき、実用炉規則改正に係る廃止措置計画の変更認可申請等の手続きについて、確認したい事項の提示があり、原子力規制庁から、一部については個々の状況によって判断することになるが、特に大きな認識の相異はない旨を伝えた。

## 6. 配布資料

- (1) 「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」における添付資料の内容について  
(A T E N A資料)
- (2) 実用炉規則改正に係る廃止措置計画の変更認可申請等の手続きについて (A T E N A資料)